

平成 25 年度 再々評価調書

1 事業概要

事業名	堺泉北港海岸 堺地区 高潮対策事業
担当部署	都市整備部 港湾局 計画調整課(連絡先 0725-21-7357)
事業箇所	堺市大浜北町 外 地内
再々評価理由	再評価後 5 年を経過した時点で継続中
目的	既往最大である伊勢湾台風級の大型台風が、大阪に甚大な被害をもたらした室戸台風コースで北上した時を想定した計画台風による高潮と津波を伴う海溝型地震に対応できるよう、護岸の改良及び液状化の対策を施し、背後住民等の生命・財産の保全を図ることを目的とする。また、整備にあたっては、環境及び親水性に配慮し、海と触れ合うことのできるオープンスペースとしての整備及び隣接する公園や歴史的価値のある史跡(堺旧燈台)との調和を図る。
内容	高潮対策事業 事業実施延長 L = 3, 165 m 護岸改良 2, 020 m 胸壁改良 1, 145 m 水門改良 2 基
事業費	全体事業費 70.8 億円
事業費の変更理由	【事業費変動要因の状況】 変更なし 【他事業者との協議状況】 —
維持管理費	34 百万円/年

2 事業の必要性等に関する視点

	【計画時の想定】	【再々評価時点 H20】	【再々評価時点 H25】	【変動要因の分析】
事業を巡る社会 経済情勢等の変化	○事業採択の理由 護岸は昭和 40 年までに整備されたものであり、現況の天端高さ (O.P.+5.50) では計画台風に対応できる天端高さ (O.P.+6.00) に不足し、かつ老朽化も進んでいる。また、水門は昭和 28 年に建造されたものであり、老朽化が著しく、機能低下を招いている。 ○海岸法による事業の位置づけ、台風や大地震による高潮や津波等から、高度・高密度な都市域を控えた当該地区背後の人命・資産を守る。	○今世紀前半にも発生 の恐れのある東南海・ 南海地震に対応するた め、平成 15 年に、「東 南海・南海地震に係る 地震防災対策の推進に 関する特別措置法」が 施行された。これに基 づき、対策を推進すべ き地域として、大阪湾 に面する府下 12 市町全 てが指定を受けており、 様々なハード・ソフト 対策が構じられている。	○東日本大震災の教 訓を踏まえ、南海トラ フ巨大地震に対す る災害対策等を検討 し、大阪府地域防災 計画の見直しを進め ている。また地域防 災計画の見直しに併 せ、最新の科学的知 見を反映した防災対 策として、府域の土 木建造物の点検を実 施している。	○切迫性の高い南海 トラフ巨大地震の津 波被害や台風等によ る高潮被害に備え る、防災・減災対策 の必要性が高まって いる。

	【計画時の想定】	【再々評価時点 H20】	【再々評価時点 H25】	【変動要因の分析】
地元等の 協力体制等	○堺市(地元自治体)は、同市のハブ・ライト 21 構想(堺駅西口地区第一種市街地再開発事業等)に同調した、当該事業に対する協力体制を示している。	○整備済の親水護岸(南側)の日常管理や緊急時における水門操作について堺市が行うなど、協力体制を示している。	○再々評価時と同様 ○堺市(地元自治体)による、堺地区(親水護岸エリア)へのアクセスルート整備や、隣接する市有地の浜辺の立地特性を活かした周辺整備事業を進めている。	
事業の投資効果 <費用便益分析> または <代替指標>	計画時点では費用便益の分析手法が確立されていない。	・ B/C = 2.67 便益総額 B = 236.7 億円 総費用 C = 88.5 億円 ・ 具体的な便益内容 高潮防護便益 ・ 受益者 背後住民 商工業施設等従事者 ・ 費用便益算定の根拠 「海岸事業の費用便益分析指針(改訂版)」 (平成 16 年 6 月 農村振興局、水産庁、河川局、港湾局)	・ B/C = 2.16 便益総額 B = 234.4 億円 総費用 C = 108.6 億円 ・ 具体的な便益内容 高潮防護便益 ・ 受益者 背後住民 商工業施設等従事者 ・ 費用便益算定の根拠 「海岸事業の費用便益分析指針(改訂版)」 (平成 16 年 6 月 農村振興局、水産庁、河川局、港湾局)	最新の資産価格及びデフレータ値を適用したことにより総費用の(C)は上昇し、便益総額(B)は低下している。
事業効果の 定性的分析 (安心・安全、活力、快適性等の有効性)	都市部における貴重な浜辺としての親水性に配慮した整備を行うことによって、景観や明るさが向上し、防犯上からも好ましい環境となることで背後住民及び就業者等の居住や就業への活力を与え、快適性を向上させる。	○計画時と同様	○計画時と同様	—

	【計画時の想定】	【再々評価時点 H20】	【再々々評価時点 H25】	【変動要因の分析】
事業の進捗状況 ＜経過＞ ①事業採択年度 ②事業着工年度 ③完成予定年度	①事業採択年度：H6 ②事業着工年度：H6 ③完成予定年度：H16	①事業採択年度：H6 ②事業着工年度：H6 ③完成予定年度：H26	①事業採択年度：H6 ②事業着工年度：H6 ③完成予定年度：H30	
＜進捗状況＞		(平成 19 年度末) ・全体 70.8 % (51.4 億円／70.8 億円) ・用地 — % (用地取得不要) ・工事 70.8 % (51.4 億円／70.8 億円)	(平成 24 年度末) ・全体 80.6 % (57.1 億円／70.8 億円) ・用地 — % (用地取得不要) ・工事 80.6 % (57.1 億円／70.8 億円)	
事業の必要性等に関する視点における判定（案）	<p>当事業は、計画台風による高潮と津波を伴う海溝型地震に対応できるよう、護岸の改良及び液状化の対策を施し、背後住民等の生命・財産の保全を図る事業であり、必要性については変化がない。また、災害に強い地域を実現するため、切迫性の高い南海トラフ巨大地震津波被害や台風等による高潮被害に備える、防災・減災対策の必要性が高まっていることから、当該地区の高潮対策事業は必要不可欠である。</p> <p>以上のことから継続する。</p>			

3 事業の進捗の見込みの視点

事業の進捗の見込みの視点における判定（案）	<p>・堺泉北港海岸堺地区高潮対策事業は、全体進捗率 81%と進捗しており、平成 30 年度に完了する見込みである。</p> <p>以上のことから継続する。</p>
-----------------------	--

4 コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点における判定（案）	<p>・当事業は、平成 30 年度に完了する見込みであることや、津波・高潮対策として府民の生命・財産を守る事業であること、全体進捗率が 81%と進捗しており、護岸改良・水門改良が進んでいることから、代替案立案の余地がない。</p> <p>以上のことから、継続する。</p>
------------------------------	--

5 特記事項

自然環境等への影響とその対策	<p>・工事実施における、周辺水質環境への影響については、水質汚濁防止膜など付帯施設を利用することによる水質汚濁の防止を行い、環境への配慮を行う。</p>
前回評価時の意見具申（付帯意見）と府の対応	<p>・特になし</p>
その他	<p>【上位計画】</p> <p>大阪湾沿岸海岸保全基本計画 [H14. 8]</p> <p>大阪府都市整備中期計画（案） [H24. 3]</p>

6 対応方針（原案）

対応方針（原案）	<p>○継続</p> <p>＜判断の理由＞</p> <p>・当事業は、計画台風による高潮と津波を伴う海溝型地震に対応できるよう、護岸の改良及び液状化対策を施し、背後住民等の生命・財産の保全を図る事業であり、必要性については変化がない。</p> <p>・全体進捗率が 81%と進捗しており、護岸改良・水門改良が進んでいることから、代替案立案の余地がなく、平成 30 年度に完了する見込みである。</p> <p>以上のことから、事業を継続する。</p>
----------	--

平成25年度 再々評価 (堺泉北港堺地区高潮対策事業)

事業箇所図

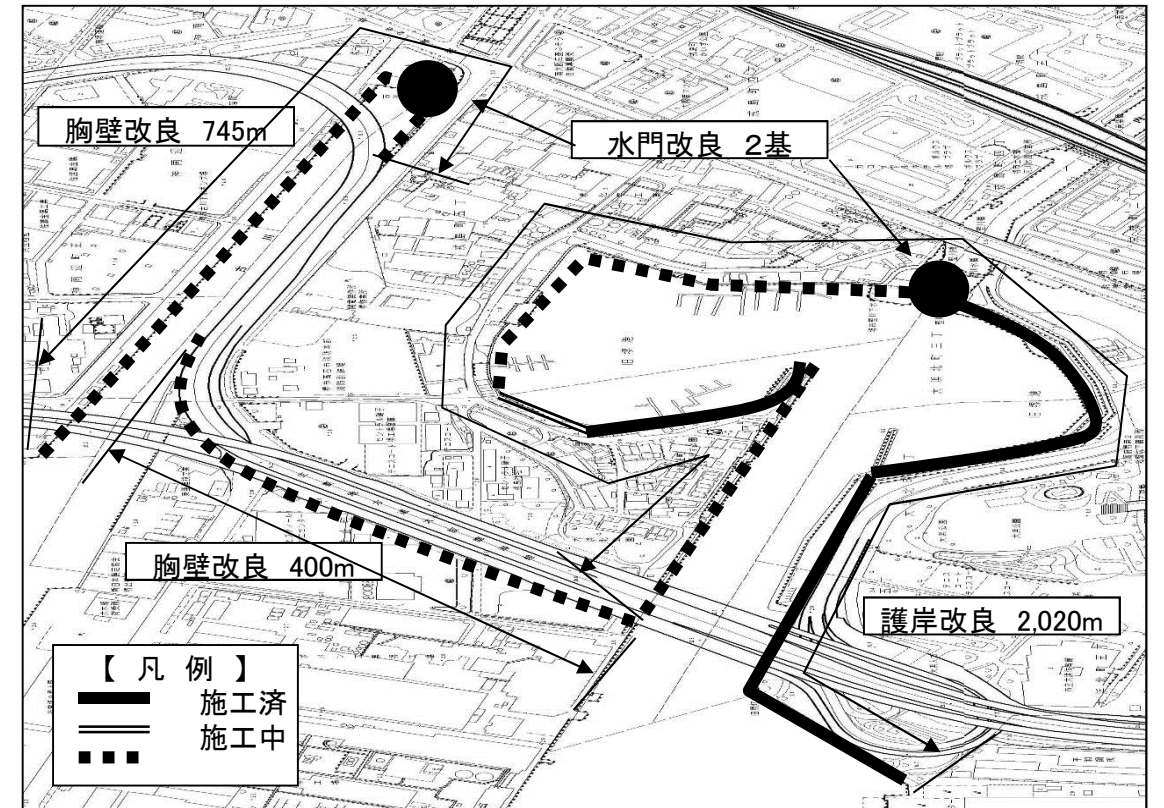


堺泉北港海岸堺地区

堺泉北港海岸堺地区高潮対策事業



平面図



現況写真



標準断面図

